

「指定居宅介護支援」重要事項説明書
《当事業所は介護保険指定事業所》(豊明市指定 第 2374800049)

令和 6年 12月 1日施行

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは☆

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ・ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族の希望をお伺いして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ・ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連携調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・必要に応じて、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は原則として要介護認定の結果『要介護』と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 当事業所のケアプランにおけるサービス利用割合等について.....	3
7. サービスの利用に関する留意事項.....	3
8. 虐待の防止について.....	4
9. 身体的拘束等の原則禁止について.....	4
10. ハラスメントの防止について.....	4
11. 資格の携行について.....	4
12. 衛生管理等について.....	4
13. 業務継続計画の策定等について.....	4
14. 苦情の受付について.....	5
15. サービスの第三者評価の実施状況について.....	5

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会 (2)法人所在地 豊明市新田町吉池 18 番地 3
(3)電話番号 0562-93-5051 (4)代表者氏名 会長 加藤 誠 (5)設立年月 昭和 53 年 10 月 7 日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業所

- (2)事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、宅介護支援を提供します。

- (3)事業所の名称 豊明市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- (4)事業所番号 豊明市指定 2374800049 号
- (5)事業所の所在地 豊明市新田町吉池 18 番地 3 電話番号 0562-91-1573
- (6)事業所長(管理者)氏名 松井 光世
- (7)当事業所の運営方針 豊明市社会福祉協議会が、これまで長年にわたり地域福祉を推進する中で培ってきた経験とネットワークを活かし、又関係機関と連携しながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの利用者にあったサービスを提供し、生活を支援していきます。
- (8)開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- (9)当事業所では、豊明市南・北・中部地域包括支援センターと、介護予防計画作成の委託契約を結んでおります。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 豊明市、名古屋市、東郷町、刈谷市及び大府市の区域
- (2)営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(祝日および 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く)
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
サービス提供時間帯	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

- (3)連絡体制 24 時間連絡体制を確保し、常時必要に応じて利用者等の相談に対応します。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- (1)管理者 1 名 (常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)
- (2)介護支援専門員(常勤専従職員) 2 名以上
- (3)事務職員 1 名 (非常勤専従職員)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

- (1)サービスの内容と利用料金(契約書第 3～6 条、第 8 条参照)

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

居宅サービス計画作成の流れ

- 1、事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画作成に関する業務を担当させます。
- 2、居宅サービス計画作成の開始にあたり当該地域における指定居宅サービスに関するサービス内容、利用料金等の情報を公正中立、適正に契約者又はその家族等に対して提供し契約者にサービスの選択を求めます。
また、契約者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができ、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。
- 3、介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮し、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期サービス提供する上での留意点を盛り込んだ 居宅サービス計画書の原案を作成します。
- 4、介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者及び家族の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

- ・ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

- ・ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は、ご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額のお支払いが生じる場合があります。 ※金額は別紙1の通りです。

6. 当事業所のケアプランにおけるサービス利用割合等について（契約書第3条3参照）

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙2」のとおりです。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員（ケアマネジャー）

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められるその他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 虐待防止に関する担当者 管理者 松井 光世

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を年1回定期的に実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体的拘束等の原則禁止について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. ハラスメントの防止について

従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについて説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

11. 資格の携行について

介護支援専門員は、常に介護支援専門員証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、介護支援専門員証をいつでも提示します。

12. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上定期的に行います。

13. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、

当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回定期的に実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

(1)苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は苦情解決担当で受け付けます。

受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 担当者 濱松 美保
電話番号 0562-93-5051

(2)行政機関その他苦情受付機関

窓口	住所／受付時間	電話番号
豊明市役所 健康福祉部 長寿課	豊明市新田町子持松1番地1 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	0562-92-1261
名古屋市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 指導係	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分	052-972-3087
東郷町役場 健康福祉部 高齢者支援課	愛知郡東郷町大字春木字羽 根穴 1 番地 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	0561-56-0735
刈谷市役所 福祉健康部 長寿課	刈谷市東陽町1丁目1番地 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	0566-62-1013
大府市役所 福祉部 高齢障がい支援課	大府市中央町五丁目70番地 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	0562-45-6289
愛知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	名古屋市東区白壁一丁目50 番地 午前 9 時～午後 5 時	052-212-5515
愛知県 国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情調査係	名古屋市東区泉一丁目6番5 号 午前 9 時～午後 5 時	052-971-4165

15. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容等について、第三者の観点からの評価は行っていません。

<重要事項説明書付属文書>

1. 損害賠償について(契約書第 12 条参照)

事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意また

は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌し相当と認められる時に限り事業所の損害賠償額を減じる場合があります。

2. サービス提供における事業所の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 1、ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- 2、ご契約者が他の居宅支援事業者の利用を希望する場合、その他ご契約者から申し出があった場合にはご契約者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- 3、事業所、介護支援専門員又は従業者は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。(秘密厳守)
サービス担当者会議等、契約者に係る他の介護サービス事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前同意を文書により得た上でご契約者又はその家族等の個人情報(特定個人情報)を用いることができますものとします。(個人情報保護・特定個人情報保護)

3. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の期間は、契約日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までとし、期間満了日までにご契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、契約は自動更新されるものとします。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第13条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定審査の結果、自立又は要支援と判定された場合
- ③ ご契約者が施設に入所した場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業所から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに事業所に通知するものとします。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業所もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業所からの契約解除の申し出(契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき 重要事項説明書の説明を行いました。

居宅介護支援事業所

説明者職名 ケアマネジャー 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

本人氏名 _____

家族氏名 _____ (続柄)

代筆者氏名 _____ (続柄)

料金表

居宅介護支援の介護報酬に係る費用

項目	区分	利用料(10割)	内容・回数等
(一)基本額	要介護 1	(円)	
	要介護 2	11,620	
	要介護 3	15,097	
	要介護 4		
	要介護 5		
(二)加算額 要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,210	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加(Ⅰ)	2,675	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加(Ⅱ)	2,140	入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,815	入院時の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ)イ連携1回 (Ⅰ)ロ連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ連携2回以上 (Ⅱ)ロ連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ)連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,420	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,420	
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8,025	
	退院・退所加算(Ⅲ)	9,630	
	通院時情報連携加算	535	病院等で医師等の診察を受ける利用者に同席し、医師等に情報提供等を行った場合(1月にき)
	特定事業所加算(Ⅰ)	5,553	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと」等厚生労働大臣が定める規準に適合する場合(1月につき)
	特定事業所加算(Ⅱ)	4,504	
	特定事業所加算(Ⅲ)	3,456	
	特定事業所加算(A)	1,219	
特定事業所医療介護連携加算	1,337	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める規準に適合する場合(1月につき)	

項目	区分	利用料(10割)	内容・回数等
	ターミナルケアマネジメント可算	4,280	在宅で死亡した利用者に対し 24 時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)

* 別途、特定事業所加算Ⅲ(3,498 円/月)が介護保険から給付されます。

* 地域単価 10.7(豊明市 5 等級地の単価)

* ご利用者負担額はありますが、介護保険料を滞納した場合は、介護報酬 10 割負担となるため上記の利用料金となります。